



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 66/2016年4月号

発行日：2016年4月25日

3月決算会社の新しい事業年度がスタートしました。巷では、満開の桜が散り、次には新緑を楽しんだり、行楽地へ出かけたり気持ち良く春を満喫していることでしょう。

一方、読者の皆様におかれましては、繁忙期となり、休み返上の方もいらっしゃると思います。数ヶ月、頑張っって乗り切りましょう！

I. 最新情報（2016年3月1日～2016年3月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期 |
|----------------|---------------|--|---|------|
| 2016年3月 25日 | 委員 会報 告 | 会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同第11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」、同第14号「金融商品会計に関する実務指針」、税効果会計に関するQ&A及び土地再評価差額 | 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成28年3月16日に開催されました常務理事会の承認を受けて、下記の会計制度委員会報告等の改正を平成28年3月25日付けて公表しましたのでお知らせします。 <改正する会計制度委員会報告等> (1) 会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 (2) 会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 (3) 会計制度委員会報告第11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」 (4) 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」 (5) 税効果会計に関するQ&A (6) 土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A 本改正は、企業会計基準委員会から平成27年12月に公表された企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」及び平成28年3月に公表された企業会計基準適 | — |

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

| | | | | |
|--|--|----------------------|---|--|
| | | 金の会計処理に関するQ&Aの改正について | 用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」に対応するため、関連する規定の整理、字句の見直し等を行ったものです。 | |
|--|--|----------------------|---|--|

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期 |
|----------------|----|---|---|------|
| 2016年3月 4日 | 意見 | 公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会「IAS19に関する数理実務基準」の案に対する意見について | 平成28年1月29日に公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会から「IAS19に関する数理実務基準」の案が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成28年3月4日付けで公益社団法人日本年金数理人会に提出いたしましたのでお知らせします。 | — |
| 2016年3月 18日 | 意見 | IASB 公開草案「投資不動産の振替（IAS第40号の修正案）」に対する意見について | 平成27年11月19日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「投資不動産の振替（IAS第40号の修正案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成28年3月18日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。 | — |
| 2016年3月 22日 | | ASBJが修正国際基準公開草案第2号を公表 | ASBJは、2016年3月17日、修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」を公表しました。 ASBJにて、2013年中にIASBにより公表された会計基準等に関するエンドースメント手続が行われ、そのうち、「IFRS第9号「金融商品」（ヘッジ会計並びにIFRS第9号、IFRS第7号及びIAS第39号の修正）（2013年11月公表）」に係る以下の2点について、削除又は修正が提案されています。 1. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジのノンリサイクリング処理 2. キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント | — |

本公開草案のコメント期限は、2016年5月31日です。

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期 |
|----------------|----------|--|---|------|
| 2016年3月 17日 | 公開 草案 | 「国立大学法人 会計基準」及び「国 立大学法人会計基 準注解」に関する 実務指針」の一部 改訂について（公 開草案） | <p>国立大学法人等の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「国立大学法人会計基準」という。）が、平成28年2月1日文部科学省の国立大学法人会計基準等検討会議において審議・決定されました。これに伴い、国立大学法人会計基準の実務上の取扱いについて定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」について、所要の改訂を行おうとするものです。</p> <p>この度一応の見直しを終え、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> | — |

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期 |
|----------------|----------|--|---|------|
| 2016年3月 22日 | 実務 指針 | 非営利法人委員会 実務指針第38号 「公益法人会計基 準に関する実務指 針」及び「公開草 案に対するコメン トの概要及び対 応」の公表につい て | <p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成28年3月16日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」を平成28年3月22日付けで公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本実務指針の公表に当たっては、「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（平成27年3月26日公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会）に基づき、平成27年4月24日に内閣府公益認定等委員会委員長から当協会会長あてに「公益法人の会計に関する諸課題の更なる検討について（協力依頼）」が発出されたことを受け、協力依頼があった事項について、非営利法人委員会における検討を行ってまいりました。</p> <p>あわせて、「公益法人会計基準について」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会、平成21年10月16日改正）が設定されたことに伴い、「公益法人会計基準等の改正について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づいて公表された非営利法人委員会報告第28号、第29号、第31号及び第32号に必要な改訂を行った上で、各委員</p> | — |

| | | | | |
|------------|------|--|--|---|
| | | | <p>会報告を統合いたしました。</p> <p>本実務指針は、上記を併せて、規範性のある実務指針として公表するものです。</p> <p>また、本実務指針の取りまとめに当たっては、平成 28 年 2 月 24 日から平成 28 年 3 月 8 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたします。</p> | |
| 2016年3月22日 | 研究報告 | 非営利法人委員会研究報告第 29 号「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」の公表について | <p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成 28 年 2 月 23 日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第 29 号「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」を平成 28 年 3 月 22 日付けで公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本研究報告は、内閣府公益認定等委員会のもとに設置された公益法人の会計に関する研究会により公表された「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（平成 27 年 3 月 26 日）にて決定された事項で、会計基準に関連する事項として、公益認定等委員会委員長から当協会会長あてに検討の依頼があった項目の一部について、検討の結果、公表することとした事項についてまとめたものです。</p> <p>同様に検討の依頼があったその他の事項については、「公益法人会計基準に関する実務指針」（非営利法人委員会実務指針第 38 号）として、同日に公表しています。</p> | — |

5. IT 関係（IT 委員会）

| CPA協会HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期 |
|------------|------|---|---|------|
| 2016年3月1日 | 研究報告 | IT委員会研究報告第 47 号「業務処理統制に関する評価手続」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表につ | <p>日本公認会計士協会（IT委員会）では、平成 28 年 2 月 23 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、IT委員会研究報告第 47 号「業務処理統制に関する評価手続」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表しましたのでお知らせいたします。</p> <p>本研究報告は、ITの利用の促進に伴い重要性が増している業務処理統制を含んだ業務プロセスについて、財務諸表監査におけるり</p> | — |

| | | | | |
|------------|------|---|---|---|
| | | いて | <p>スク評価手続及びリスク対応手続のうち運用評価手続についての具体的な例示を提供することを目的として作成いたしました。</p> <p>本研究報告の取りまとめに当たっては、平成 27 年 11 月 11 日から 12 月 11 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要及び対応もあわせて公表いたします。</p> <p>なお、ITに係る内部統制については、先般公表したIT委員会研究報告第 46 号「重要な虚偽表示リスクと全般統制の評価」（平成 26 年 9 月 30 日付け公表）と一体として理解いただければと思います。</p> | |
| 2016年3月1日 | 研究報告 | IT委員会研究報告第 36 号「自動化された業務処理統制等に関する評価手続」の廃止について | 平成 28 年 3 月 1 日付けで IT 委員会研究報告第 47 号「業務処理統制に関する評価手続」が公表されたことに伴い、同日付けで IT 委員会研究報告第 36 号「自動化された業務処理統制等に関する評価手続」は廃止しましたのでお知らせいたします。 | — |
| 2016年3月28日 | 研究報告 | IT委員会研究報告第 48 号「ITを利用した監査の展望～未来の監査へのアプローチ～」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について | <p>日本公認会計士協会（IT委員会）では、平成 28 年 3 月 16 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、IT委員会研究報告第 48 号「ITを利用した監査の展望～未来の監査へのアプローチ～」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表しましたのでお知らせいたします。</p> <p>本研究報告では、国内外における IT を利用した監査のアプローチの動向について検討を行うとともに、将来的に IT が全面的に利用されている企業環境において、精査的な手法及び統計学的アプローチに比重を置いた監査のアプローチが確立される可能性について、現状における展望の取りまとめを行っております。また、未来の監査の事例として、IT の普及により大量のデータを取り扱うことが可能となった 2025 年頃の社会を想定し、その時代に即した監査のアプローチを例示しています。</p> <p>本研究報告の取りまとめに当たっては、平成 27 年 12 月 9 日から平成 28 年 1 月 12 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要及び対応もあわせて公表いたします。</p> | — |
| 2016年3月30日 | 研究報告 | IT委員会研究報告第 49 号「給与計算システムの受 | 日本公認会計士協会（IT委員会）では、平成 28 年 3 月 16 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、IT委員会研究報告第 49 号「給与計算システムの受託業務に係る内部統制の保証報告書 | — |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>託業務に係る内部統制の保証報告書の記載例」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について</p> | <p>の記載例」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表しましたのでお知らせいたします。</p> <p>近年、業務におけるクラウド等の外部委託の利用が拡大している企業環境の変化に関連し、公認会計士又は監査法人が受託会社の受託業務に係る内部統制に関して、ITに係る保証業務を提供する機会も増えてくることが考えられます。</p> <p>本研究報告では、企業の財務報告に関連する業務を提供する受託会社の内部統制に関して、監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」に基づき保証業務を実施する場合の事例として、受託会社が提供する給与計算システム及び業務の内部統制に係る保証報告書の記載事例を提供しております。</p> <p>本研究報告の取りまとめに当たっては、平成27年11月11日から平成27年12月11日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要及び対応もあわせて公表いたします。</p> | |
|--|--|--|--|--|

6. その他

| CPA協会HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内容 | 適用時期 |
|------------|-----|---|--|------|
| 2016年3月1日 | その他 | 「監査契約書及び監査約款」（国際会計基準（IFRS）任意適用会社）の様式の更新について | 平成28年2月23日付けの法規委員会研究報告第14号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」の改正に伴い、「監査契約書及び監査約款」（国際会計基準（IFRS）任意適用会社）の様式を変更いたしましたのでお知らせいたします。 | — |

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

企業会計基準委員会（以下、ASBJという）は、3月14日、企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」（以下、税率適用指針という）を公表しました。

今回は、この税率適用指針と平成28年3月決算期末以降に適用される税率についてまとめました。

まず、税率適用指針は、「公布日基準」から「成立日基準」へと変更されました。

昨年、改正税法が3月末に公布されましたが、東京都の改正条例が4月1日と決算日をまたいでしまい、3月末決算の企業の適用する税率が、法人税については改正後、地方税については改正前のものをアレンジして利用するというアンバランスが生じ、混乱した企業も多かったと思います。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

今回の、税率適用指針による「成立日基準」によれば、昨年のケースでは、どちらも改正後の税率を適用することになりアンバランスは生じなくなります。

しかし、この「成立日基準」にしても、改正税法が3月末に成立していて、改正条例が3月末以前に成立していない場合で、かつ、超過税率による課税が規定されている場合は、標準税率から超過税率を推定する方法については、今までに引き続いて議論の余地が残っています。

別紙にて、平成28年3月決算期末以降に適用される税率を表にまとめました。
但し、現時点で未定の箇所は空欄としています。

また、標準税率から超過税率を算定する（推定する）方法としては、改正前の標準税率と超過税率の差分を改正後の標準税率に加算する方法や改正前の標準税率に対する超過税率の割合を改正後の標準税率に乗じる方法などがあります。

しかし、以下の表では、特に東京都においては、従前から事業税超過税率を用いていたことから、事業税額を一定としたうえで超過税率を計算しています。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

別紙

| 税の種類 | 区分 | 所得等の区分 | | 決算期例 | | | | | | |
|-------|----------|------------|----------|-----------------------------------|---------|-----------------------------------|----------|-------------------------------------|--------|--------|
| | | | | H28/3 | H28/12 | H29/3 | H29/12 | H30/3 | H30/12 | |
| | | | | 平成27年4月1日～平成28年3月31日まで に開始事業年度 | | 平成28年4月1日～平成29年3月31日まで に開始事業年度 | | 平成29年4月1日～平成30年3月31日 までに開始事業年度以降 | | |
| | | | | 不均一課税（標準税率） | 超過税率 | 不均一課税（標準税率） | 超過税率 | 不均一課税（標準税率） | 超過税率 | |
| 法人税 | 共通 | 年所得800万円以下 | | 15.000% | | 15.000% | | 19.000% | | |
| | | 年所得800万円超 | | 23.900% | | 23.400% | | 23.400% | | |
| | | 大法人 | | | | | | | | |
| 地方法人税 | 共通 | | 4.400% | | 4.400% | | 10.300% | | | |
| 法人住民税 | 都民税 | | 12.900% | 16.300% | 12.900% | 16.300% | 7.000% | 10.400% | | |
| 事業税 | 普通法人 | 所得割 | 軽減税率適用法人 | 年所得400万円以下 | 3.400% | 3.650% | 3.400% | 3.650% | 3.400% | 3.650% |
| | | | | 年所得400万円超800万円以下 | 5.100% | 5.465% | 5.100% | 5.465% | 5.100% | 5.465% |
| | | | | 年所得800万円超 | 6.700% | 7.180% | 6.700% | 7.180% | 6.700% | 7.180% |
| | | | | 軽減税率不適用法人 | | | | | | |
| | 外形標準課税法人 | 所得割 | 軽減税率適用法人 | 年所得400万円以下 | 1.600% | 1.755% | 0.300% | 0.395% | | |
| | | | | 年所得400万円超800万円以下 | 2.300% | 2.530% | 0.500% | 0.635% | | |
| | | | | 年所得800万円超 | 3.100% | 3.400% | 0.700% | 0.880% | 3.600% | 3.780% |
| | | | | 軽減税率不適用法人 | | | | | | |
| | | 付加価値割 | | 0.720% | 0.756% | 1.200% | 1.260% | 1.200% | | |
| | | 資本割 | | 0.300% | 0.315% | 0.500% | 0.525% | 0.500% | | |
| | | 地方法人特別税率 | | | 93.500% | | 414.200% | | 0.000% | |
| | | | | | | | | | | |